

太田川放水路における水上バイク・水上スキーの問題について：漕艇界からみた実態と対策の要望

配布：中国地区PW安全協会主催水域会議 参考資料
 日付：2006(H18).7.28
 発：広島県ボート協会・セーフティアドバイザー・小沢哲史
 ozwrow@ba2.so-net.ne.jp 090 - 3372 - 8461

要約：太田川放水路で水上バイク・水上スキーの迷惑で危険な走行の発生は1998年頃から。太田川放水路で古くから活動している漕艇(ロウイング=ボート競技)関係者にとって、波を立て高速で走行(蛇行する)水上バイクは、非常に大きな脅威であり、また現実的な危険でもある。中には、威嚇的な走行をされた例もある。

漕艇界としては、障害・死亡事故を予防するために、また安心できるスポーツ環境の醸成のために、広島市内河川、特に太田川放水路での、水上スキー・水上バイクの乗り入れの自粛(または禁止)、最低限でも「徐行」の厳守・徹底が実現するよう、関係各位に有効な対策実行をお願いしたい。

1 ロウイング・ボートが蒙っている脅威、危険の実態

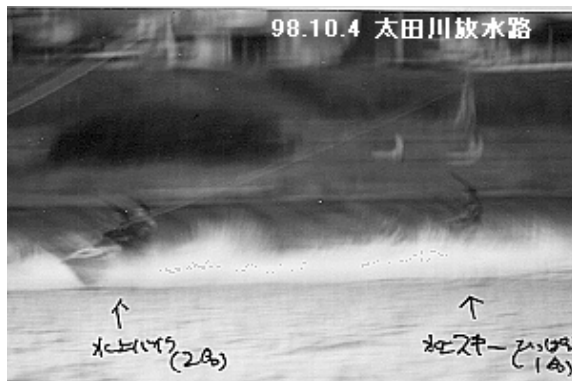
太田川放水路における、水上バイク・水上スキーの実態を紹介する。太田川放水路での水上バイク・水上スキーによる迷惑・脅威は、1998年頃から急に増えてきた。

事例1：1998.10.4および10.11

当日の午後、2人乗りの水上バイクが水上スキーを牽引(計3名)し河口から太田川放水路に侵入、皆実高校・女子艇の近くを走り回った。そのためコーチHが陸上から注意したところ、水上バイクは艇の周囲を威嚇するように回った。そこで、太田川BCのMが自転車で追跡、ハンドマイクで陸上から注意、またOらがモーターで水上から追跡、建設中の新橋(現・広島西大橋)の橋脚付近で発見、補足して厳重に注意した。その後も様子を見ていたところ、工大ダブルスカルの近くを高速運転し、太田川BCのフォアが注意したところ水上バイクも止まったので再度接近、厳重に注意した。最終的に彼らは謝罪し、ボートが迷惑している件のある程度は理解した(船舶ナンバーを確認)。



98.10.4 太田川放水路
高速で乗りまわす水上バイク



98.10.4 太田川放水路
水上スキーを牽引して乗りまわす水上バイク



98.10.4 太田川放水路
工大艇(ダブルスクール)とのニアミス



98.10.4 太田川放水路
水上スキーを牽引する水上バイク

その1週間後(98.10.11)にも、水上バイク4台が同様に乗り回し、危ない状況が発生した。(このような危険な状況は、この頃から顕在化した。)

事例2 (1999.4.25)

当日午後、水上バイクの集団が高速で遡上したので、JR可部線鉄橋上流側まで陸上から追跡、大きな騒音をたてて乗りまわしているグループを確認した。当日は、発進場所をつきとめるべく、河口へ下っていったところを追跡、草津漁港の棧橋で水上バイクを上げているところを確認した。



99.4.25
山手橋付近で騒音を上げ乗りまわすグループ

事例3 (1999.5.2)

この日も、前週と同様に水上バイクの遡上、暴走が認められたため、草津漁港で待ち、夕方、港内に帰ってきたところを観察したところ、彼らは漁港内でも乗りまわしていた。また駐車している関係車両(2トンレンタカーと社名の入ったトラック・ナンバーは記録)を確認した。



漁港内でも水上バイクを乗り回している。



漁港内棧橋を発着場に無断使用

事例4 (1999.6.13)

水上スキーがロウイング・ボートの周りの威嚇的に走行する事態が起きた。非常に脅威を感じた一例。



水上スキーの威嚇的走行(1999.6.13)

1998年頃から始まった太田川放水路での水上バイクや水上スキーの問題は、その後も継続している。2003年には新聞にも報道された(以下)

中国新聞からの取材・記事掲載(2003.7.7)

2003年頃には、市内河川での水上バイクの暴走も社会的問題となった(平和公園付近で、水上バイクが修学旅行生に水をかける事件・その他騒音など)。新聞でも報道され、私も取材を受け、太田川放水路の問題をアピールした。中国新聞(2003.7.7)に掲載された。

現在も、水上バイク・水上スキーの問題は、シーズンを問わず発生している。最近の事例から...

事例5: 2006.5.21

広島市民レガッタ(一般市民を対象としたレクリエーションイベント、山手橋~JR山陽線鉄橋間、300m)の開催中、上流で水上バイクを出しているグループを発見、運営サイドに気をつけるよう連絡した(小沢)。その後、その集団はレガッタの会場を波を立て爆音を撒き散らしながら高速で下流に下り、しばらくしてまた同様に遡上していき、上流で悪路パティックな走行をしていた。参加した市民皆が目撃し、大いに騒音があった。状況に驚いた参加者の中からは、「ああいうのはなんとかできないのか?」「取り締まる法律などはないのか?」といった声も聴かれた。

事例6: 2006.7.上旬

広島工業大学の1×が練習中、水上スキーがすぐそばを高速で通過、非常な危険&恐怖を感じた。

太田川水域の漕艇関係者は、この問題を非常に憂慮している。幸いにして広島県内の他の漕艇水域では、水上バイク・水上スキーの問題は生じていない。宮島口水域では、隣接する(水上バイクも扱う)マリーナとの連絡・調整がうまくいっており、水上バイクによる問題は発生していない。また福山市・芦田川水域でも、水上バイクの乗り入れが禁止されているため問題は生じていない(ただしウィンドサーフィンの問題がある)。しかし、全国的には、同様の水上バイク・水上スキーの問題が深刻化しつつあり、衝突・死亡事故がいつ起きても不思議ではない状況である。

個別の事案発生ごとに対処しようにも、相手のほうが高速で恐ろしい存在であり、具体的に有効な対処がとれない。特に、ジュニア・女子艇なども活動しているため、無用なリスクを拡大したくないということもある。

昨今の凶悪事件等を考えると、これらの、他の水上交通に配慮のかけらも見せないルール&マナー違反の輩に対して、直接的な注意・喚起さえもなかなかできない時代である。(基本的に私たちは相手を特定しづらい。一方で私たちには艇庫という定点があり、逆恨みで艇庫や漕艇関係者・施設等に、犯罪的な被害を蒙るようなリスクも避けなければならない。)

遭遇したら、できるだけ無用な干渉を避け、正規の練習を中断して停止あるいは回避せざるを得ないというのが現状である。また乗艇直前に、こういった水上バイク・水上スキーの侵入を発見した場合、経験の浅いクルーなどは出艇の中止・延期もせざるを得ない事態さえある。

このような状況は、本来穏やかに水域を利用しているスポーツ愛好者が排除され、乱暴者が我が物顔に水域を占有している事態を、定着させかねない。非常に割り切れない気持ちである。

2 漕艇界としての基本的なスタンス

2.1 水上スポーツとして否定しないし、期待もある

本来、水上スキーも水上バイクも楽しい水上スポーツであり、可能であるならば、共存することもできない相談ではない。水上バイクの高機能の運動性は、同じ水域に存在することが、(冷静に考えれば)、貴重な存在ともなりえる。

実例として紹介すると、2005年に岐阜・長良川で開催された世界ボート選手権(アジア初)では、水上バイクを用いたレスキューチームが、従来にならぬ機敏なレスキュー活動を展開した。水上バイクがロウイング現場でも「救助艇」として高い機能を持つことが、証明された。コーチ艇としての有効活用している水域もあり、役に立つ道具としての評価・期待も少なくない。



岐阜世界選手権での水上バイクによるレスキュー活動

もし仮に、(水上スキーにしても水上バイクにしても)「暴走・蛇行ではなく、周囲の水上交通者に十分気を配り、また騒音を立てないでルール＆マナーを守って走行し、またその運転者が誰なのか(危険な人物ではないと)はつきりし、(いざというときに、例えばロウイング・ボートにとって救助の手を差し伸べてくれる存在となる)のであれば、むしろ歓迎したいくらいの存在ですらある。

誤解のないようにしてほしいが、漕艇関係者は、太田川放水路を競漕艇だけで占有したいなどと考えているのではない。カヌーのようなヒューマンパワーによるもの、水上バイクや水上スキーのようなエンジンパワーのもの、あるいはセイリングなども含め、「他者に脅威や危険を与えない」という最低限の当たり前のルールが守れる人たちがとなれば、皆で楽しく水上スポーツが楽しめる環境をつくっていききたい、盛り上げていきたいと考えている。

2.2 しかし現実には危険な迷惑な存在

しかし、現実には太田川放水路で起きている事態は、前項で示したとおり、全くその逆である。太田川放水路に侵入する水上スキーも水上バイクも、脅威を撒き散らし危険を与えている存在でしかなく、できれば100%排除したいというのが、正直なところである。

仮に、水上スキーや水上バイクの活動者から、太田川放水路における活動について、反省や活動のあり方の見直しがあり、今後、有効な水域共有の可能性が開けるならば、なお検討の余地もないわけではない。

ただ現実には、水上バイクや水上スキーをされる方の関連機関・団体等は(よくわからないが)、単独で活動・侵入する水上バイク・水上スキーまで統制がとれるのかわからないし、その不安＆疑問が残る。

現状のままであれば、漕艇関係者としては、迷惑で危険な水上スキー・水上バイクについては、できるだけ排除する方向で、関係各位が実効的対策を講じられるよう望むばかりである。川に隣接する市民の方も同様ではないだろうか。

3 今後の対策についての漕艇界からの要望

3.1 漕艇界として最も望ましい対策:自粛または禁止

太田川水域での漕艇関係者の希望としては、理想的には、

水上スキーおよび水上バイクなどの乗り入れを「自粛」、または適切な当局・機関による乗り入れ「禁止」の措置が講じられることを切望する。

3.2 漕艇界として受忍でき得る最低限の走行形態(私案)

排除ではなく、共存の可能性はあるだろうか。他の水域利用者(競漕艇のこと)に配慮し、その近くでの高速走行・蛇行の「自粛」が確実になされるのであれば、可能性は残る。具体的なイメージの事例を以下に示す(私案であり試案)。もちろん、あくまで「ロウイングにとつての」受忍要件であり、もちろん、周辺住民への騒音被害など、すべての迷惑や危険の防止までカバーするものではない。

ロウイングにとって受忍できる可能性のある水上バイク等の走行形態の一例(参考)

A:対向接近時 対向接近時:競漕艇から500m以内では約10ノット(18km/h)以下で徐行し、直線的走行(蛇行の禁止)。/ すれ違い時:互いの進路に少なくとも50m以上の間隔を確保。/ 離脱時:50m以上、上/下流に離れるまで徐行の持続

B:追い越し時 後方から接近時:競漕艇から200m以内では約10ノット(約18km/h)で徐行し、直線的走行(蛇行の禁止)。/ 最接近時:互いの進路に少なくとも100m以上の間隔を確保。/ 追い越し後:100m以上、上/下流に離れるまで徐行の持続(波による影響の軽減のため)

記述が煩雑になったが、簡単に言えば、水上バイクの脅威、危険、具体的な迷惑とは、「予測困難な高速の(+蛇行)で接近され非常に恐怖を感じる。そして同時に造波により、漕行(特にレース・タイムトライアル等を含む練習セッション)においてバランスを崩し、時には転覆する危険を蒙ること」である。そのため、「できるだけ競漕艇から離れ、大人しく(脅威を与えないよう、波をたてないよう)離合してほしい。」ということに尽きる。

参考:競漕艇の最高速度:約15km/h程度。

4.2 その他、諸機関・団体への具体的な対策希望

関係機関・団体等にお願いしたいことは、具体的には以下のようなことである。(すぐには実現困難かと思うものも含むが、将来の可能性を含め、列挙しておく。)

行政機関(県・市等): 市内水域での水上バイク・水上スキーの走行(特に高速走行・蛇行)を抑制する条例等の施行、公報誌等を通じての、水上バイク・水上スキーなどの安全走行、自粛水域での自粛の呼びかけ

太田川河川事務所、関係機関: 「水上バイク・水上スキー乗入禁止、あるいは最徐行」等の垂幕の橋桁への掲示。モニターカメラによる暴走水上バイク等の監視・記録、注意・警告等への有効活用。

海上保安庁: 海域の安全管理。港湾～河口部での暴走バイクの取り締まり

(広島港湾振興局?)草津漁港の管理者、漁協?: 水上バイクの港湾利用の禁止措置。

PWSA: 近隣のマリーナ、PW販売店(バイクショップ等を含むPWのサプライヤ)等を通じ、ユーザーに、太田川放水路での自粛(少なくとも徐行)の啓蒙。関連ポスター等の掲示。

メディア(新聞社、地元放送局): 社会問題としての取り上げ。暴走防止のよびかけ。